

令和6年度からの焼却処理に伴う各種施策の進捗状況について

【令和4年度振り返り】

■説明会関係

- ・市民向け説明会を市内5地区で計8回実施し、165名の出席がありました。
- ・事業所向け説明会を芸術文化ホールと夢プラザで計4回実施し、93社133名の出席がありました。

■北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正

- ・令和3年から本審議会に諮問し、議論をいただけてきました。本年3月に開催された市議会において、改正案が可決され、令和6年4月1日から施行されます。
- ・改正の主な内容は、普通ごみ、破碎しないごみの区分を廃止して燃やせるごみ、燃やせないごみを新設。処理手数料に道央廃棄物処理組合が設置する廃棄物焼却施設で燃やせるごみを処理したときの場合を追加し、各手数料の改定をしました。

1 市民説明会等の開催

令和5年度については、次のとおりのスケジュールで各種説明会を実施したいと考えています。

また、説明会の名称等については、「令和6年4月から変わる！ごみ袋とごみの出し方」等、市民に解りやすい名称について検討します。

(1) 4月から通年で実施

自治会・町内会や老人クラブ、各種団体に出前講座を実施します。

(2) 9月頃から11月まで実施

市内5地区で自由に参加できる説明会を実施します。

(3) 12月頃から3月まで実施

全自治会・町内会を対象に、個別に説明会を実施します。

(4) 令和6年4月以降の予定

出前講座を引き続き募集・実施します。また、融雪の状況によりですが4月以降できるだけ早期に市内全ごみステーションに市職員が立会し、説明できるようにすることを検討しています。

(5) 説明会資料

令和6年度から変わる内容を中心にお伝えする資料と、なぜ今回の制度変更が必要となったかも詳しく説明する資料の2種類を作成し、出前講座や自治会・町内会向けの説明会においては対象団体に選んでもらえるようにします。また、併せて分別や3Rの大切さについても改めて説明します。

2 新分別冊子（改訂版クリーンタウンきたひろしま）の発行

令和6年度からの分別方法やごみの排出方法等について記載した分別冊子を新たに発行して、12月をめどに全戸に配布します。

また、更なる分別やリサイクルの促進のために、新たにリサイクル店等の情報の掲載について検討します。

現在原稿の作成を進めており、6月に契約し、デザイン構成を進めていくこととしています。

3 指定ごみ袋

(1) 燃やせるごみ・燃やせないごみ・危険ごみ

普通ごみ・破碎しないごみについては、燃やせるごみ・燃やせないごみの区分に変更となりますので、新デザインのごみ袋を作製します。

新ごみ袋のサイズは現在の普通ごみと同様、5リットルから40リットルまでとし、ごみ袋の色を統一します。

また、危険ごみについては、これまでと同様にごみ袋に「ケン」と表記して排出することとします。



(2) 生ごみ

生ごみについては、引き続きアクア・バイオマスセンターでバイオガス化処理を実施します。

カラス対策として現行と同じ黄色の袋を使用しますが、新たに市民から希望があった1.5リットルの小さなごみ袋を作製します。

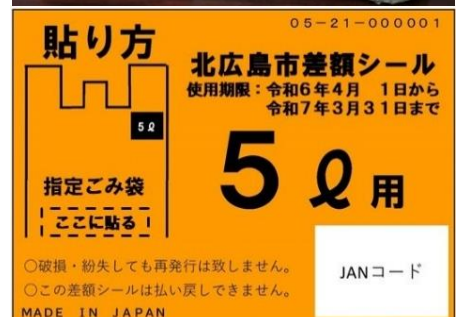
(3) 現在の指定ごみ袋の扱い

令和6年4月1日から生ごみ以外の指定ごみ袋については、手数料の見直しに伴い、ごみ袋のデザインを変更する案となっていますが、新たなごみ袋への切り替え時に現在の指定ごみ袋の在庫をお持ちの方のために、令和7年3月31日まで差額券（シール）を貼付することにより、引き続き使用できるようにします。

指定ごみ袋の買い占め等による欠品を防止するためにも、周知を積極的に行います。

新指定ごみ袋、差額券は、令和6年3月1日から販売を開始する予定です。

室蘭市の例



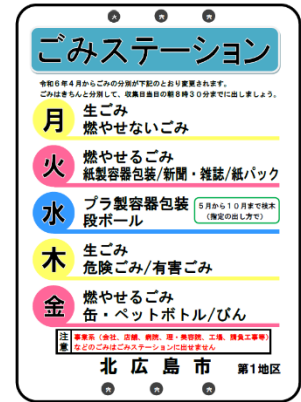
差額シール見本

4 その他

(1) ごみステーション看板の変更

新たな分別区分に対応したごみステーション看板に変更します。

変更時期は、ごみステーションでの啓発手段の一環として10月から11月頃とします。



看板見本

(2) 周知啓発

ア 市広報の特集記事

令和6年度からの変更点等について、市広報で特集記事を掲載します。(令和5年度に2回掲載予定)

イ 有料指定ごみ袋やミックスペーパー回収袋での周知

有料指定ごみ袋の外袋や、ミックスペーパーの回収袋に啓発文言を追加します。

ウ 販売店先での周知

販売店のごみ袋を置いてある棚の価格を表示しているところなどに貼るポップを作成し、販売店舗の協力を得て表示し周知します。

エ 市公式LINE（ライン）の活用

スマートフォンのアプリである市公式ラインを活用し、制度変更の内容や新たな分別区分について周知します。



公式LINE

オ ごみステーションでの啓発

令和6年のごみの焼却処理開始以降、融雪状況によりますが、できるだけ早期に全ごみステーションで市職員が立会し、分別区分の相談についての回答や分別促進について啓発することを検討します。

カ 小・中学生向けの啓発

小・中学生にもごみ処理に関心を持ってもらい、子どもから大人へ情報を伝達してもらおうことも期待し、焼却処理開始に伴う内容や適正なごみ分別、環境保護をわかりやすく学んでもらう「きたひろ子どもごみ通信（仮）」を作成し、全児童・生徒に配布します。

キ 施設見学を組み合わせた出前講座の実施

クリーンセンターに建設中の中継施設と千歳市に建設中の焼却施設の供用開始に合わせ、施設見学と座学を組み合わせたパッケージツアーのような出前講座を企画し、開催を案内します。

(3) 不適正ごみの取り扱い

市では、プラスチック製容器包装ごみの中に普通ごみが入っているなど、適正な分別がされていないごみや指定袋等を使用していない手数料未払いのごみ、収集日を間違えて出されたごみを「不適正ごみ」と呼んでいます。

現在、ごみステーションに出された不適正ごみはすぐに収集せず、収集しない理由を表記したステッカーをはって置いておき、月末にまとめて収集しています。

令和6年からは分別区分が変更となり、収集日も週5日となることから現在の運用ではごみステーションが溢れてしまう恐れがあることから、収集曜日違いは翌収集日に、分別誤りのごみは翌々収集日に収集することを検討しています。

差額シールを貼っていない料金不足のごみは、負担の公平性を担保するためすぐに収集せず、月末に収集するなどの取り扱いを考えています。

ごみステーションにたまった不適正ごみの量によっては早期に収集する体制も検討します。

このことでごみステーション管理をする自治会・町内会の負担軽減につながるものと考えています。